

## (仮称)白山三ヶ野太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

### (総括的事項)

- 1 本事業では、方法書手続きと並行した現地調査（以下「前倒環境調査」という。）が行われていることが、審議の過程において明らかになっている。今後、環境影響評価を行うにあたっては、以下に述べるそれぞれの項目について十分検討したうえで、必要に応じて追加的な調査を行うとともに、適切に予測及び評価を実施し、最大限の環境保全措置を検討すること。また、その旨を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。
- 2 準備書の作成までに、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。
- 3 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にしたうえで、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測及び評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。  
また、環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避または低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができないようすること。
- 4 事業の実施や実施後の施設の更新・改修等にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。また、予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測及び評価を行うとともに、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 5 事業の実施にあたっては、津市及び地域住民と適切なコミュニケーションを図り、地域住民の生活環境等に十分配慮するとともに、地域全体の活性化に繋がる事業となるような取組を検討すること。なお、関係者とのコミュニケーションにあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2017年3月策定、2023年4月改定）及び「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（2017年6月策定、2023年4月改訂）を参考とすること。

### (個別的事項)

#### 1 騒音

対象事業実施区域の近傍には住居地域等が存在しており、パワーコンディショナー等からの騒音による生活環境への影響が懸念される。このことから、これら騒音発生源の配置を明確にしたうえで、生活環境への影響について調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討すること。

## 2 水質

事業の実施に伴う濁水等により、水質への影響が懸念されることから、森林の伐採による水源涵養機能の低下や、近年増加傾向にある集中豪雨等の影響も考慮したうえで、調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討すること。

## 3 反射光

対象事業実施区域の近傍には住居地域等が存在しており、太陽光パネルからの反射光による影響が懸念される。このことから、周辺環境への影響について調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討すること。

## 4 土地の安定性

対象事業実施区域内には、急傾斜地崩壊危険箇所が一部含まれているほか、盛土斜面が崩壊した痕跡が確認されており、事業の実施に伴う森林の伐採及び土地の造成による土地の安定性への影響が懸念される。今後、詳細な設計を進めるにあたっては、現地調査結果を踏まえたうえで、伐採範囲や施設の設置場所等について更なる検討を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

## 5 陸生動物

(1) 前倒環境調査や周辺の太陽光発電事業に係る調査において、サシバをはじめとする猛禽類の営巣が周辺の複数個所で確認されており、対象事業実施区域内が採餌場として利用されている可能性が考えられる。このことから、準備書の作成にあたっては、「サシバの保護の進め方」(2013年12月、環境省自然環境局野生生物課)等の指針に準拠し、調査及び行動圏解析を行ったうえで、適切な保全措置を検討すること。

(2) 文献調査及び前倒環境調査において、国内希少野生動植物種であるタガメやマルガタゲンゴロウなどの重要な昆虫類が確認されている。これらの種は行動範囲が広いことから、水域はもとより、その周辺域も含めた範囲を保全することにより、事業による影響を回避または低減するように努めること。

## 6 陸生植物

(1) 対象事業実施区域内には、タブノキ群落などの自然林に近い二次林がまとまって存在しており、前倒環境調査では、それらの樹林内において、キンラン、ホンゴウソウ、ムヨウラン属の一種等の重要な植物が複数確認されている。これらのラン科植物は、移植が困難であることから、生育地の樹林一帯を残置する等、適切な環境保全措置を検討し、事業による影響を回避すること。

また、対象事業実施区域内に多数存在する調整池等の水域において、トキソウやモウセンゴケ等の湿地性の重要な植物が生育する可能性があることから、それらが確認された場合は、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 太陽光パネル下の緑化にあたっては、可能な限り郷土種を使用し、外来種による生態系への影響を回避するよう検討すること。

## 7 水生生物

(1) 対象事業実施区域内の水域では、重要な水生生物が広く生息・生育している可能性があることから、可能な限り多くの地点で調査を実施すること。

また、調査の結果を踏まえ、水生生物の注目すべき生息地として特に保全すべき湿地等を抽出したうえで、維持管理及び事後調査の計画について、準備書に記載すること。

(2) 対象事業実施区域内の調整地等では絶滅危惧種であるトウカイヨシノボリが生息している可能性がある。同種の可能性がある個体が確認された場合は、DNA検査等により確実に同定を行うとともに、適切な環境保全措置を検討すること。

## 8 生態系

(1) 現在の事業計画では、事業実施区域内の森林の大部分が伐採される計画となっており、当該地域の生態系への影響が懸念されることから、太陽光パネルの設置場所を可能な限り現在のゴルフコース部分に限定するなど、森林伐採面積の最小化を図ることにより、環境影響の回避を検討すること。

なお、やむを得ず森林の伐採を行う場合であっても、重要な生息地の改変を回避するほか、生態系の連続性が確保されるような計画とすること。

(2) 生態系の予測及び評価にあたっては、対象事業実施区域内に生息・生育する動植物の種数や個体数について、可能な限り定量的な調査を実施し、事業実施による当該地域の生態系全体に与える影響について、検証すること。

また、事業実施前後の動物相及び植物相の変化が把握できるよう、事後調査の実施を検討すること。

(3) 方法書では既存資料調査結果をもとに地域を特徴づける生態系の注目種が選定されているが、現地調査結果を踏まえたうえで再度選定し、その選定理由を準備書に記載すること。

なお、現地で多くの個体が確認されているトビについては、当該地域の生態系において重要な地位を占めている可能性があることから、個体数や採餌等の行動に関する調査を実施すること。

また、方法書では、対象事業実施区域の樹林環境や草地環境が大きく変化する事業計画とされていることから、生態系の注目種に与える影響については、森林伐採等の事業計画や除草作業等の維持管理計画を考慮したうえで、適切に予測及び評価を行うこと。

## 9 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 事業実施区域の南西側に可視領域が広く存在するが、景観の予測地点が少ないことから、現地調査を実施したうえで、景観資源である白山比咩神社を含め、南西方向からの予測地点の追加を再度検討すること。

(2) 主要な眺望点として選定されている「赤岩橋（亀ヶ広の桜並木）」における景観への影響については、桜の開花時期などの利用状況等を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、予測の結果、景観への影響が懸念される場合には影響を回避または低減すること。